

東庄町 令和6年4月1日適用

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

新規
廃止

単位数変更
記載変更

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
		種類	項目			
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		1176単位 日割の場合	39	1日につき	
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		2349単位 日割の場合	77	1日につき	
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321 訪問型独自サービス13日割		3727単位 日割の場合	123	1日につき	
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	179		
A2	2621 訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220		
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163		
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1	-1
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1	-1
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37	-37	1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1	-1
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3	-3	1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	2	-2	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2	-2	
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2	-2	
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	10%	減算	1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	15%	減算	
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	12%	減算	
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	15%	加算	1日につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	15%	加算	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	15%	加算	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	10%	加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	10%	加算	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	10%	加算	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	5%	加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	5%	加算	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	5%	加算	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200	200		
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100	1月につき
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50	50	月1回限度	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	137/1000	加算	1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	100/1000	加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	55/1000	加算	
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	63/1000	加算	1月につき
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	42/1000	加算	
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	24/1000	加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。